

4.15. 中央児童福祉審議会

緊急に実施すべき児童福祉及び 母子保健施策について (46.6.10.)

〔原資料のうち、ここには事業所内保育の項だけを収録した。原資料の目次等については、4.4.〕

4 事業所内保育施設について

(1) 保育対策の社会的背景

わが国の経済は、近年めざましい成長を遂げ、国際社会の衆目を集めるところとなっているが、これに伴い労働力の不足、国民の消費行動の変化もまた顕著である。

この結果、女子労働者の職場進出にはめざましいものがあり、その数は昭和42年には1000万人を超えて全労働者の3分の1を占めるとともに、従来主として男子労働者の職域であった金属関係業種への進出など、その就業分野も急速に広がってきている。

そして、この女子労働者の中に占める既婚婦人の割合も、年を逐って増大しているために、要保育児童の急増に伴う保育所増設の要請が高まっており、また就労態様の多様化に伴いそれに応じた保育形態への需要が高くなっている。

今後の保育行政は、このような現実をふまえた上で、児童の心身の健康を守り健全に育成していくために、適切な施策を講じていく必要がある。

本審議会は、広く国民各層のニードの実態を把握するとともに、今後も引き続き長期的展望のもとに保育に欠ける児童の福祉のために、あるべき保育対策の姿を究明することとするが、今回の意見具申は、その前段階として当面必要な事業所内保育施設に対する施策に関するものにとどめることとする。

(2) 事業所内保育施設に対する指導、助成の必要性

近年、既婚婦人労働者の増加に伴い、要保育児童は急増しており、これに対処するため厚生省においては、昭和42年度から年次計画をもって不足している保育所の増設整備を行ってきたが、なお、相当数の保育所が不足しているものとみられる。

他方、前述したように保育所の不足や多様な保育形態への要請を背景として事業主が保育施設を設置

しつつあり、その数は年々増加している状況にある。

事業所内保育施設は、当該事業所の労働者の子弟のみを対象としたいわば閉鎖的な性格をもつものであり、また、その設置、経営主体、運営方法等も事業所の組織下にあるとともに、母子一体の託児形態であることや、企業業績に影響されることなど特異な性格をもっており、その中には、求人対策あるいは従業員の福利厚生対策という点が重視されているため、その設備、職員、運営等児童の適切な保育という面からの配慮が十分でなかったり、事業所の業績に影響されてその経営が不安定な状態に置かれているものがあり、必ずしも健全な児童の心身の発達が保障されているとは限らない。

事業所内保育施設を児童福祉施設とするには、その閉鎖的な性格や法令に基づく措置によらない私的契約による入所方式等による種々困難な事情があるので、現状どおりそれを事業所組織の下におくことが、入所している児童の福祉に欠けるところがあってはならないので、その設備、運営の最低基準を守らせるよう児童福祉の立場から必要な指導、助成を講ずるなど積極的に関与すべきである。

(3) 講ずべき方策

事業所内保育施設に対する指導、助成は、これを行なうことによって一定の保育水準および事業の持続性、安定性を確保させるとともに児童の健全な心身の発達を保障することを目的とするものでなければならぬ。

ア 届出

このような観点から指導、助成の前段階として、事業所内において集团的に保育事業を行なう者に対して、必要な事項について届出をさせる必要がある。

イ 指導体制の確立

事業所内保育施設の設備、職員、保育内容等について一定の保育水準を保持させ、積極的に児童の福祉をはかるために、地方公共団体による指導体制の強化について行政上の配慮を十分行なう必要がある。

また、施設に勤務する保母等職員を各種研修会、講習会等に参加させるよう配慮すべきである。

ウ 助成

事業所内保育施設の運営については、設置、経

営主体である事業所が十分に、その運営責任を果し得るだけの負担をなすべきことはいうまでもないが、保育事業の永続性、安定性を期するために、国、地方公共団体は、特に適切な保育従事者を確保するための職業設置費を中心として、助成を図るべきである。その際、助成の対象についても財政負担能力の弱い中小企業を中心とするなど、助成効果についても十分配慮しなければならない。

また、事業所内保育施設の建物、設備は、事業所建物の一隅とか、事業所敷地内の既存建物の転用されたものといった例が多く、施設の整備が適切な保育と密接な関係にあることにかんがみ、施設整備費に対する助成も考慮すべきである。この場合、事業所内保育施設の性格からみて、融資による助成が望ましいものとする。

(4) その他の保育施設との関連

社会、経済情勢の変動に伴って、今後、保育事業には様々な要請と大きな責任が課せられて行くであろう。

従って、国および地方公共団体は、保育事業に対してなお、一層の指導と助成を強化、拡充していく必要があるが、このたびの事業所内保育施設に対する助成に関連して、いわゆる無認可保育施設の現状は緊急な対策を必要としている。

無認可保育施設のうち、小規模であっても設備の改善等により最低基準に適合したところについては、小規模保育所制度により児童福祉法による保育所として認可し、措置費および施設整備費の助成が行なわれているが、現在、その適用地域は都市およびその周辺地域に限定されているので、今後さらにその対象地域の拡大を図る必要が認められる。

一般に、無認可保育施設に入所する児童の福祉を図るため、その具体的指導や助成については、その方法等について解決すべき問題が残されており、今後長期的視野に立った検討が必要であろう。